

1. 企業に求める入札参加資格等の緩和対策

(1) 施工実績の範囲拡大

- ①市販製品を調達する場合、「河川又は道路管理用」の記述を削除し、施工実績の範囲を拡大。
- ②施工実績における設備の設計・製作体制を求めない。

(2) 参加要件の緩和

- ①市販製品を調達する工事においては、設備の製作に関わる設計・製作体制を求めない。
- ②設計・製作体制等を求める工事においては、様式及び添付書類等を簡略化する。

(3) 少額工事等の応札機会の拡大

- ・少額工事等で応札者が少ないと想定される工事においては提出書類のさらなる簡略化を図る。

2. 監理(主任)技術者の要件緩和等

(1) 施工実績要件の緩和

- ・監理(主任)技術者の実績要件について、類似工事の施工経験を認め類似工事の範囲を拡大。

(2) 監理(主任)技術者の専任(兼任)期間の明確化

- ・専任の必要がある現場での据付調整期間を入札説明書等に明記する。

3. 工事規模、工期設定等の適正化対策

(1) 工事規模等の適正化

- ①類似の工事を統合して工事規模の拡大及び異種工種の分離を適切に実施。
- ②設備の新設と既設設備の改造等は原則として分離発注する。

(2) 工期設定の適正化等

- ①機器製作期間、現場施工期間を考慮した適切な工期設定の徹底を図る。
- ②技術者配置等を容易とするため、工期末が年度末等に集中しないよう分散を図る。
- ③発注案件の事前公表の徹底と公表工事内容の精度向上を図る。

電気通信設備の工事における応札者拡大対策について(2/2)

※青字が新たな取り組み

4. 既設設備への接続等を必要とする工事における特記仕様書等の改善対策

既設設備の改造等は新設設備工事と分離して発注することを原則とし、あわせて、以下の対策を実施する。

(1) 特記仕様書の改善

- ・接続インタフェース条件や施工範囲等を可能な限り詳細に明示する。

(2) 入札説明書の改善

- ① 発注者の担当窓口を明示し、当該工事の施工における技術的な問い合わせに一元的に対応する。
- ② 当該工事の施工円滑化のため必要な場合に、請負者、コンサルタント及び発注者に加え、既設設備納入者を加えた「三者会議」を実施する。

5. 既設設備の改造等を当該工事に含める場合の改善対策(試行)

既設設備の改造等は新設設備工事と分離して発注することを原則とするが、既設設備を改造する難易度が低く、かつ、当該改造にかかる工事費が全体工事費に対して少額な場合は、改造部分を当該工事に含んで発注できるものとし、以下の対策を実施する。

(1) 工事請負額に占める既設設備改造額の比率低減

- ・当該請負工事費に占める既設設備の改造に係る工事費の割合は極力低減し、概ね2割以内とする。

(2) 特記仕様書の改善

- ① 既設設備の改造内容、施工条件等を可能な限り詳細に明示する。
- ② 既設設備の改造等に係る作業量(工数)等を特記仕様書等に明示する。

(3) 説明機会の拡大

- ・必要に応じ現場説明を実施し、特記仕様書を補足する。

(4) 入札説明書等における改善

- ① 発注者の担当窓口を明示し、設備改造等に関わる技術的な問い合わせに一元的に対応する。
- ② 当該工事の施工円滑化のため必要な場合に、請負者、コンサルタント及び発注者に加え、既設設備納入者を加えた「三者会議」を実施する。